

令和3年3月
千葉県税理士会千葉西支部

千葉県税理士会千葉西支部による 無料申告相談(事前予約制)開催のお知らせ

令和2年分の所得税の確定申告について、税理士による無料申告相談を、事前予約制により、以下の日程で開催いたします。

期 間 令和3年3月16日(火)、22日(月)、26日(金)、4月9日(金)
会 場 習志野商工会議所 3階小会議室 (習志野市津田沼4-11-14)
相談時間 午前10時00分～午後3時00分 (12:00-13:00は昼休憩)

— 事前予約について —

「電話による事前予約制」により実施いたします。事前予約される方は、下記までご連絡ください。予約されていない方は、原則相談をお受けできませんので予めご了承下さい。

なお、千葉西税務署管内にお住まいの方のみとさせていただきます、相談予定人数に達した場合は、締め切りとさせていただきます。

事前予約電話番号
千葉県税理士会千葉西支部事務局 047-455-8200
(受付時間 午前10時～午後4時)

※ 譲渡所得(土地・建物・株式などの譲渡)・贈与税の相談や複雑な内容の相談はお受けすることはできません。

※ 申告書の提出は受け付けておりませんので、税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

○ 確定申告書の作成に当たって準備するもの

(当日会場にお持ち下さい)

- ① 令和2年分の公的年金等の源泉徴収票
 - ② 給与収入のある方は令和2年分の給与所得の源泉徴収票
 - ③ 小規模事業者の方は売上・仕入・経費が分かるもの（1年分を集計したもの）
 - ④ 国民健康保険料・介護保険料などの支払った金額の分かる書類
 - ⑤ 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の支払いをした旨を証する書類
 - ⑥ 生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書
 - ⑦ ④～⑥以外の所得控除がある方は、その所得控除の金額を証する書類
なお、医療費控除のある方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。ご来場の際に作成の上、ご持参下さい（領収書では医療費控除は受けられません）。
 - ⑧ 申告する方の金融機関及び口座番号の分かるもの
 - ⑨ 税務署から所得税の確定申告書が送付されている方は、その申告書用紙
 - ⑩ この案内文書・筆記用具・計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類
(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び運転免許証など)の写し
- ※1 令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出された方は、参考のため、その控えをお持ち下さい。
- ※2 お一人につき60分以内の相談時間とさせていただきますので、「医療費控除の明細書」や各種集計作業などは、ご自宅で済ませておいて頂くようお願いいたします。
(計算書・明細書及び説明書は、国税庁ホームページからダウンロードできます)

— ご来場に当たっての留意点 —

- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えて頂くようお願いいたします。
- マスク着用の上、入口等でアルコール消毒液による消毒にご協力頂くようお願いいたします（マスク未着用の場合は、入場をお断りさせていただきます）。